

鴻巣都市計画道路の変更（埼玉県決定）

都市計画道路 3・1・2 上尾バイパスほか 1 路線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等の交差の構造	
幹線街路	3・1・2	上尾バイパス	鴻巣市原馬室字愛宕前	鴻巣市箕田字団右工門	鴻巣市滝馬室字中間	約 6,000m	地表式	4 車線	57m	J R 高崎線と立体交差 幹線街路生出塚新御成橋線と立体交差 幹線街路と平面交差 4 箇所	
	3・4・6	三谷橋大間線	鴻巣市鴻巣字沼田	鴻巣市大間字原	鴻巣市本宮町	約 2,300m	地表式	2 車線	16m	J R 高崎線と立体交差 幹線街路と平面交差 4 箇所	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理由

埼玉県では、本格的な人口減少、超高齢社会の到来等の社会状況の変化を踏まえ、「都市計画道路の検証・見直し指針」（平成 25 年 6 月）を定めました。

指針に基づき、幹線街路に該当する都市計画道路の必要性、構造の適正さの再検証を行った結果、3・4・6 三谷橋大間線について、起点部付近の一部区間の廃止（決定権者：埼玉県）及び終点部付近の一部区間の線形変更（決定権者：鴻巣市）を行うものです。

また、終点部付近の一部区間の線形変更に伴い、接続する 3・1・2 上尾バイパスの一部区域の変更を行うものです。

理 由 書

本理由書は、都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定に基づき、鴻巣都市計画道路の変更についての理由を示したものです。

・ 鴻巣都市計画区域における位置等

鴻巣都市計画区域は、都心から約50km圏、本県のほぼ中央部に位置しています。また、鴻巣都市計画区域に含まれる土地の区域は、鴻巣市の行政区域の全域となります。

【3・1・2上尾バイパス】

本路線は、北本市境を起点とし、3・4・9産業通線に接続する延長約6,000m、幅員57mの幹線街路であり、新大宮バイパスの宮前ICから、国道17号熊谷バイパスに接続する上尾道路の一部を構成する路線です。

【3・4・6三谷橋大間線】

本路線は、元荒川を起点とし、3・1・2上尾バイパスに接続する延長約2,400m、幅員16mの幹線街路です。

・ 変更の必要性

1. 変更の経緯

埼玉県では、本格的な人口減少、超高齢社会の到来等の社会状況の変化を踏まえ、「都市計画道路の検証・見直し指針」(平成25年6月)を定めました。

指針に基づき、幹線街路に該当する都市計画道路の必要性、構造の適正さの再検証を行った結果、以下のとおり変更を行うこととしました。

2. 変更理由

【3・1・2上尾バイパス】

本路線に接続する3・4・6三谷橋大間線の線形変更(市決定)に伴い、交差点の位置が変更になるため、これに伴い、一部区域を変更するものです。

【3・4・6三谷橋大間線】

現在の起点部の位置は元荒川にありますが、当該河川より北側には本路線へ接続する道路計画はなく、また、既存道路である主要地方道鴻巣羽生線との線形に不整合が生じています。

指針に基づき再検証を行った結果、現在の起点から市道A-1003号線までの区間は、既存道路が代替機能を有していることから、当該区間を廃止するものです。

・ 変更の内容

名 称	延長	車線数	幅員	変更の内容
3・1・2上尾バイパス	約6,000m	4車線	57m	・一部区域の変更
3・4・6三谷橋大間線	約2,300m	2車線	16m	・一部区間の廃止

・ 関連する都市計画

鴻巣都市計画道路の変更とともに、以下の都市計画を変更する予定です。

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（県決定）

用途地域（市決定）

道路（市決定）

地区計画（市決定）